

佐賀東部水道企業団公告第 45 号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び佐賀東部水道企業団契約事務規程（昭和 50 年佐賀東部水道企業団管理規程第 3 号）第 4 条の規定により、次のように公告する。

令和 5 年 2 月 6 日

佐賀東部水道企業団
企業長 松尾 安朋

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 4 年度ホイールローダー売却
 - (2) 保管場所 佐賀東部水道企業団北茂安浄水場（三養基郡みやき町大字江口 3986-1）
 - (3) 詳 細 ホイールローダー 1 台
 - ・メーカー コベルコ建機（株）
 - ・販売機名称 L K 1 2 0 Z - 3 型（平成 15 年度購入）
 - ・特記事項 バッテリーあがり、前後操作不能（シフトレバー固着のおそれあり）、
タイヤパンク（右前、左後）、燃料計作動不良、運転席シート損傷
- ※特記事項の内容は、正確な状況を保証するものではない。

2 売却条件

- (1) 入札に参加した者は、当該売却物品の内容を十分に確認したものとする。
- (2) 当該売却物品は、当該保管場所での現状有姿による引渡しとする。よって、入札に参加するにあたっては、できる限り現物の確認をすること。
- (3) 引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行わないので、使用にあたっては、事前に必要な整備を行うこと。
- (4) 契約、登録等の諸手続き、運搬、引渡しに係る費用は、買受人が負担すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

下記の要件を満たす個人又は法人。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定されない者であること。
- (4) 売買代金を指定期日までに支払いすることが可能な者であること。

4 入札参加申請及び入札の同時実施

入札参加を希望する者は、入札参加申請及び入札を同時に行うこと。

5 入札参加申請の方法

- (1) 入札参加申請は郵便で行うものとし、郵便方法は一般書留及び簡易書留とする。
あて先 〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西淵 1960-4
佐賀東部水道企業団 財政課契約管理係
- (2) 郵送書類
 - ① 入札参加申請書【全員】
 - ② 誓約書【全員】
 - ③ 入札書【全員】※入札書は、中封筒に入れ、のり付けして封印すること。
 - ④ 納税証明書（滞納が無いことの証明）、又は非課税証明書（課税されていないことの証明）【全員】
 - ・各市区町村発行のもので、発行後3か月以内のもの。税務署発行のものではない。
 - ⑤ 身分証明書【個人の場合のみ】 ※運転免許証等ではない。
 - ・各市区町村発行のもので、発行後3か月以内のもの。
 - ⑥ 履歴事項全部証明書【法人の場合のみ】
 - ・法務局発行のもので、発行後3か月以内のもの。

※①、②及び③の様式は、佐賀東部水道企業団のホームページから取得すること。
※④、⑤及び⑥は、発行後3か月以内のもの（写し可）。
※佐賀東部水道企業団入札参加資格に登録がある場合は、④、⑤及び⑥の提出は要しない。
- (3) 到着期限 令和5年2月21日
期限までに郵送書類が到着しない者又は入札参加資格を有すると認められなかった者は、入札に参加することができない。
- (4) 入札参加申請書は、必要事項を記載する。
- (5) 指定の入札書により、入札金額、件名、入札者住所、入札者名及び代表者指名を記載し、印鑑を押印する。
- (6) 入札書の日付は、開札の日を記載する。
- (7) 中封筒に入れていない郵送書類（入札参加申請書等）及び中封筒は、件名と入札者名を記入した郵便に用いる封筒（以下「外封筒」という。）に封入する。

6 売払い物品の下見及び保管場所

- (1) 日時 令和5年2月8日（水）午前9時30分から午前11時30分まで
- (2) 保管場所 佐賀東部水道企業団北茂安浄水場（三養基郡みやき町大字江口 3986-1）
- (3) その他 売払い物品は、現状有姿のまま引渡すものとするので、事前に当該物品を確認のうえ入札すること。なお、当該物品の試乗をすることはできない。

7 売払い物品に係る質問及び回答

- (1) 売払い物品に対する質問は、質問期限までに質問先において電子メール又はファクシミリで受け取る。電話、口頭、郵送等によるものや、提出期限を過ぎて提出されたものは受け付けない。
- (2) 質問期限 令和5年2月15日（水）まで
- (3) 回答は、令和5年2月17日（金）午後1時までに、回答書を佐賀東部水道企業団のホームページに随時公表する。回答にあたっては、質疑等を行った者の名称等は公表しない。

(4) 質問先 財政課契約管理係

メールアドレス sagatsk1@huk.bbiq.jp

ファクシミリ番号 0952-30-6154

8 入札参加資格の確認等

入札参加申請をした者のうち、入札参加資格を有すると認められなかった者への連絡は、令和5年2月22日（水）までに電話により行う。

9 入札保証金

免除

10 予定価格（最低売却価格） 800,000円（消費税別）

11 開札を行う日時及び場所

(1) 日時 令和5年2月24日（金）午前10時00分

(2) 場所 佐賀市兵庫町大字西湊1960-4

佐賀東部水道企業団 本庁2階会議室

12 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうちで、予定価格（最低売却価格）を超えた最高の価格で入札した者を落札者とする。

(2) 契約は、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た額をもって契約金額とするので、入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(3) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(4) 入札結果については、後日ホームページに結果を公開する。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札

(3) 金額及び記名押印を欠く入札

(4) 誤字、脱字等により記載事項の確認ができない入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 同一人がした2以上の入札

(7) 入札書の中封筒に密封しない入札

(8) 入札書提出期限までに到着しなかった入札書

(9) 予定価格（最低売却価格）を下回る金額での入札書

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

14 契約及び売買代金の納付

(1) 契約の締結

落札者は、落札決定後、令和5年3月2日(木)までに、契約を締結すること。契約金額は、入札書に記載された金額に100分の110を乗じた金額とする。

(2) 契約の確定

契約は、佐賀東部水道企業団が落札者とともに物品売払契約書に記名押印し、売買代金の支払い後に確定する。

(3) 契約保証金

佐賀東部水道企業団契約事務規程第20条第2項第4号により免除

(4) 売買代金の納付

売買代金の納付は契約締結日までに、全額を佐賀東部水道企業団が発行する納入通知書により納付すること。なお、代金納付にかかる費用は契約者の負担とする。

15 売払い物品の引き渡し

(1) 14により納付された売買代金の領収書を佐賀東部水道企業団財政課契約管理係の場所において確認した後、受領書、譲渡証明書、物品の鍵等を引き渡す。

(2) 運搬費用、その他引き渡しに係る費用等はすべて落札者の負担とする。

(3) 引き渡す物品は、ナンバープレートが付いていない状態であることから、搬出時に関係法令に基づいた対応を必要とする。

(4) 佐賀東部水道企業団と落札者との物品の引き取りは、令和5年3月15日までに実施すること。(詳細については、落札者に通知する。)

(5) 引き渡し後の故障等については、佐賀東部水道企業団は一切の責任を負わない。

16 その他

(1) 郵送書類の作成に要する費用は、参加申込者の負担とし、提出後の郵送書類は返却しない。この場合において、企業長は、郵送書類の無断使用は行わないものとする。

(2) この公告に定めるものの他については、佐賀東部水道企業団競争入札心得による。

【問い合わせ先】

佐賀市兵庫町大字西湊 1960-4

佐賀東部水道企業団 財政課契約管理係

電話 0952-30-6151